

多賀町立図書館資料の貸出に関する取扱いについて

平成 25 年 10 月 1 日制定

多賀町立図書館

(趣旨)

第 1 条 この要項は、多賀町立図書館管理運営規則第 14 条、第 18 条に規定するもののほか、多賀町立図書館資料の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(DVD、ビデオテープの貸出点数)

第 2 条 DVD、ビデオテープの貸出点数については、1 人につき 2 点以内とし、1 人あたりの貸出点数 15 点以内を含むものとする。ただし、団体で利用する DVD、ビデオテープの貸出点数については、1 団体につき 2 点以内とし、貸出点数 100 点以内を含むものとする。

(視聴覚資料の貸出期間)

第 3 条 視聴覚資料（CD、カセットテープ、DVD、ビデオテープ）の貸出期間については 2 週間以内とする。ただし、団体で利用する視聴覚資料の貸出期間は 4 週間以内とする。なお、返却期日が休館日にあたるときは、当該休館日の翌開館日を返却期日とする。

(貸出期間の延長)

第 4 条 貸出を受けた図書館資料の貸出期間の延長をしようとする者は、あらかじめ申し出て許可を得なければならない。貸出期間の延長は 1 回限り、申出のあった日から 1 週間以内とする。ただし、団体で利用する資料の貸出期間の延長は、1 回限り、申出のあった日から 2 週間以内とする。なお、既に貸出期間を超過しているもの及び貸出の予約が行われている資料は、延長できないものとする。

(その他)

第 5 条 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

(適用)

第 6 条 この取扱いは、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。